

⚠ ゆうちょ銀行からの重要なお知らせ

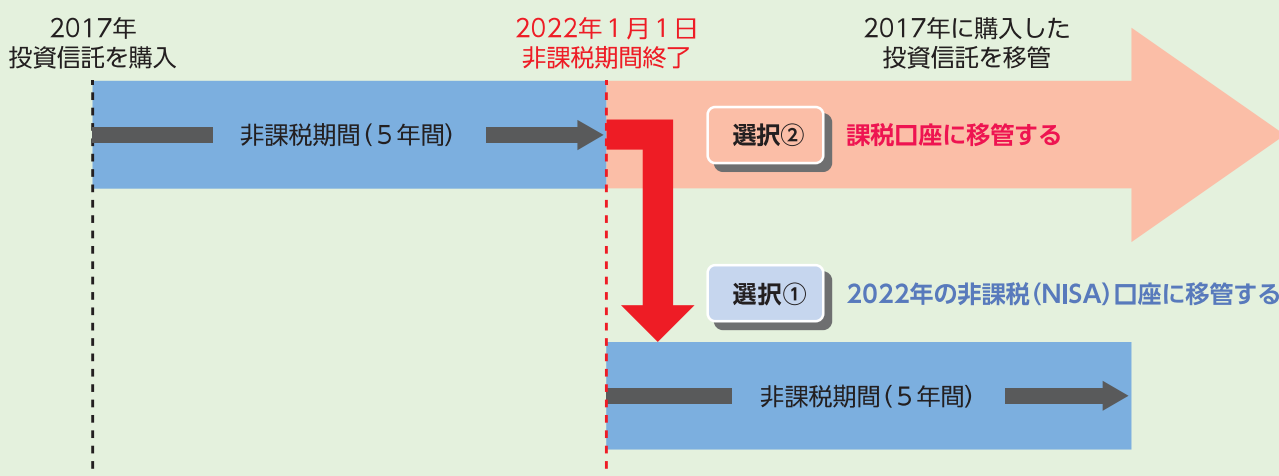
2017年に非課税(NISA)口座で投資信託をご購入されたお客さまへ

2017年に非課税(NISA)口座で購入された投資信託は、2021年12月末に非課税期間(5年間)が終了します。非課税期間終了前に、以下のいずれかをご選択ください。

選択① 2022年の非課税(NISA)口座に移管する(ロールオーバーといいます)



選択② 課税口座に移管する

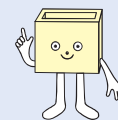


※非課税期間内に売却するという選択肢もあります。

(日本証券業協会の資料をもとにゆうちょ銀行作成)

選択①「2022年の非課税(NISA)口座に移管する(ロールオーバー)」を選んだ場合

- ◆2021年12月最終営業日の時価により、2022年1月1日に非課税(NISA)口座に移管します。
- ◆郵送または窓口でのお手続きが必要です。
※お客さまの口座の状態によっては、郵送でのお手続きができない場合があります。お手続きの詳細は「ロールオーバー等手続き方法」をご覧ください。
- ◆移管した額だけ、2022年分の非課税枠が少なくなります。
※ただし、移管額が120万円を超えている場合も全額移管可能です。
- ◆引き続き5年間(2026年12月末まで)、譲渡益・普通分配金等が非課税となります。



選択②「課税口座に移管する」を選んだ場合

- ◆2021年12月最終営業日の時価により、2022年1月1日に課税口座に移管します。
※特定口座を開設の場合は特定口座、特定口座を未開設の場合は一般口座に移管します。
- ◆お手続きは不要です。
- ◆2022年分の非課税枠は未使用のため、非課税枠を使用した購入やつみたてNISAの利用が可能です。
- ◆移管後に発生した譲渡益・普通分配金等が課税となります。
※譲渡損益が発生した場合、損益通算・損失の繰越控除が可能です。



ロールオーバーとは

非課税(NISA)口座で購入した投資信託は、譲渡益・普通分配金等が5年間非課税となります。
6年目以降も譲渡益・普通分配金等が5年間非課税となるためには、新たな非課税(NISA)口座に投資信託を移管する手続きが必要です。
この「**新たな非課税(NISA)口座に投資信託を移管する**」ことをロールオーバーといいます。

ご注意点

① つみたてNISA口座へロールオーバーすることはできません。

2022年分の勘定種別変更(つみたてNISAからNISAへの変更)のお手続きが必要です。お客さまが投資信託をご利用いただいている「ゆうちょ銀行」または「投資信託取扱郵便局」にてお手続きください。

② NISA口座における2021年12月末のお取引が制限されることがあります。

【購入】

非課税期間終了日を跨ぐ購入(分配金再投資、自動積立を含む)があった場合、非課税投資枠の使用はロールオーバーが優先されるため、非課税枠を超えた分が課税となる可能性がございます。

【解約】

ロールオーバーまたは課税口座への移管処理を行うため、2017年に非課税(NISA)口座で購入された投資信託は、申込日が2021年、受渡日が2022年となる解約ができない場合がございます。

NISA制度についてのご注意(共通)

- ・口座の開設は同一年において一人一口座に限られます(金融機関を変更した場合を除く)。また、異なる金融機関に口座内の投資信託の移管をすることはできません。
- ・当行では公募株式投資信託のみ取り扱っています。
- ・NISA口座における損失は税務上ないものとされ、他の口座との損益通算をすることはできません。
- ・NISA制度は非課税投資枠が設定されており、一旦使用した非課税投資枠は再利用できないため、短期間での売買を前提とした取引には適しません。
- ・投資信託において支払われる分配金のうち本払戻金(特別分配金)は非課税であり、NISA制度によるメリットを享受できるものではありません。
- ・一般NISA及びジュニアNISAの非課税期間終了時に、翌年の非課税投資枠に移管(ロールオーバー)を希望する場合は、当行が定める日までに移管依頼書の提出が必要です。移管の際は、移管時の投資信託の時価の合計額分だけ、翌年の非課税投資枠を利用します。時価の合計額が非課税投資枠を超えていても、その全額を移管することができます。特段の手続がない場合は、課税口座(特定口座を開設されている場合は特定口座、未開設の場合は一般口座)に移管されます。
- ・NISA(少額投資非課税)制度については、2020年度税制改正により2024年から見直し等が行われる予定です。

つみたてNISAについてのご注意

- ・つみたてNISAと一般NISAは選択制であり、同一年に両方の適用は受けられません。変更を行う場合には、原則として暦年単位となります。
- ・つみたてNISAでは、積立契約(累積投資契約)の締結に基づき、定期かつ継続的な方法により対象商品の買付けが行われます。
- ・つみたてNISAでは、一般NISAと異なり、非課税期間終了後、保有している投資信託を翌年の非課税投資枠に移管すること(ロールオーバー)はできません。
- ・つみたてNISAでは、買付けた投資信託の信託報酬等の概算値が原則として年1回通知されます。
- ・基準経過日におけるつみたてNISA口座名義人の氏名及び住所について確認が求められるため、確認期間内に当該確認ができない場合には、累積投資勘定への投資信託の受け入れができなくなります。

【ゆうちょ銀行からのお知らせ】

投資信託に係るリスクや費用等は、それぞれの投資信託により異なりますので、投資にあたっては、事前に投資信託説明書(交付目論見書)、目論見書補完書面等をよくご覧ください。

投資信託に関するリスク

○一般的に投資信託は、国内外の債券や株式等を投資対象にしますので、組み入れた債券・株式の価格変動、発行会社の倒産や為替の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

投資信託に関する手数料等

○投資信託のご購入、換金等にあたっては各種手数料等(購入時手数料(申込手数料)、運用管理費(信託報酬)、信託財産留保額等)が必要となります。また、その他費用として監査報酬、有価証券売買手数料、組入れ資産の保管費用等がかかります。お客さまにご負担いただく手数料はこれらを足し合わせた金額となります。これらの手数料等は各投資信託およびその購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を表示することはできません。

投資信託に関する留意事項

- 投資信託は預金・貯金ではありません。
- 日本郵便株式会社は、株式会社ゆうちょ銀行から委託を受けて、投資信託の申し込みの媒介(金融商品仲介行為)を行います。日本郵便株式会社は金融商品仲介行為に関して、株式会社ゆうちょ銀行の代理権を有していないとともに、お客さまから金銭もしくは有価証券をお預かりしません。
- 当資料は金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。投資信託取得の申し込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえご自身でご判断ください。
- 投資信託説明書(交付目論見書)はゆうちょ銀行各店または投資信託取扱郵便局の投資信託窓口にて用意しております。ただし、インターネット専用ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)はインターネットによる電子交付となります。

投資信託のしくみ、取扱商品に関するお問い合わせはこちらへ

株式会社ゆうちょ銀行
投資信託コールセンター

ハロー ハロー ヨイトーシン
0800-800-4104
(受付時間)9:00~18:00(土・日・休日・12月31日~1月3日を除く。)

通話料
無料

投資信託コールセンターを通じてお取引にはお手元にご用意いただく書類等がございますので事前にお問い合わせください。

ゆうちょ銀行
BANK

[登録金融機関]株式会社ゆうちょ銀行
関東財務局長(登金)第611号
[加入協会]日本証券業協会

ゆうちょ銀行Webサイト

<https://www.jp-bank.japanpost.jp/>

郵便局
POST

[金融商品仲介業者]日本郵便株式会社
関東財務局長(金仲)第325号

※投資信託は、投資信託取扱郵便局およびゆうちょ銀行各店で取り扱っています。お気軽にお問い合わせください。当資料の内容は、作成時点のものであり、今後予告なく変更する場合があります。2021年8月作成。